

処 分 基 準

平成 27 年 4 月 1 日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 17 条第 3 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 火薬類取締法第 17 条第 1 項（譲渡又は譲受の許可）、第 17 条第 3 項（引渡し前の許可の取消し）、第 50 条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則）
審 査 基 準： ・ 譲渡又は譲受けの許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡し又は譲受けに伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：